

令和3年(不)第38号 不当労働行為救済申立事件

申立人 J A L 被解雇者労働組合

被申立人 日本航空株式会社

第 8 準 備 書 面

2022年11月11日

東京都労働委員会 御中

申立人代理人

弁護士 指宿昭



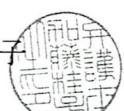
同 上条貞



同 岡田



同 加藤桂子



令和4年9月20日付答弁書に關し、必要な範囲で以下の通り反論する。

1. 団体交渉における被申立人による回答拒否

答弁書において、被申立人は、団体交渉において、申立人が、具体的に、「2010年度JALグループ安全報告書」に記載されている人員削減の目標人数を上回る人員が解雇された事実を指摘し、目標

人数を上回る人員を解雇する必要がある理由の説明を求めたにもかかわらず、当該質問に対し、「整理解雇の必要性は既に最高裁判所において認められている」としか回答していないことを認めてい る。

かかる回答は、上記質問に対する回答ではない。したがって、回答拒否と同義である。

被申立人は、整理解雇の目標人数を、訴訟手続きにおいて隠匿し 続け、その情報が明らかになった今は、「上記報告書が整理解雇事 件において提出されているか否かは本件団交には関係のないこと である」と主張する

整理解雇が認められる要件（要素）の一つは、解雇手続きの妥当 性である。必要な情報が開示されていたかは、解雇手続きが適正に 行われていたかを判断する事情であり当然に関係がある。被申立人 の主張に理由はない。

2. 被解雇者の原職復帰を認めなかつたことの説明を求めたことに対 する対応について

特別早期退職者及び希望退職者は「JAL グループに再就職しな い」という合意書に署名しているが、被解雇者はこのような合意書 に署名していないにもかかわらず、被申立人は、特別早期退職者 及び希望退職者と被解雇者を再就職させないという点で「同様に取 扱う方針であることを説明してきたのであり、その対応に何の問題 もない」と主張する。

しかしながら、「同様に取り扱う方針である」という回答は、単 に、被申立人が、一方的に「被解雇者を採用しない」ことを決めた と述べているだけである。申立人は、そのように決めた理由を問う ているのである。しかしながら、これに対する回答はない。

極めて不誠実な対応である。

3. ILO 励告等について

申立人は、被申立人に対して、「ILO 励告に従わないのか」と繰り返し質問をしたが、被申立人は、「ILO 励告等に従わない」とは一度たりとも述べていない。

被申立人は、ILO 励告等について「守らないでいいとは言っていない」とも発言している。被申立人は、ILO 励告等に関する考え方を丁寧に説明していると主張するが、そうであれば ILO 励告等に従った解決を図る意思があるのか否か、ないのであれば「ない」と明らかにされたい。

4. JAL グループに再就職した人数について

被申立人は、地上職への再就職者数や JAL グループに再就職した人数について具体的に説明していると主張するが、提示された数字は、総数だけであり、地上職への再就職者の数、JAL グループのどの会社に何人再就職したのかといった個別の数は示されていない。

したがって、被申立人の主張は事実ではない。改めて、これらの個別的人数の提示を求める。

5. 原職復帰及び金銭解決を拒否する理由について、不誠実な対応をとっていること

被申立人は、金銭解決を受け入れる事ができず、原職復帰を認めない理由について応じない理由を具体的に説明していると主張する。

しかしながら、既に主張した通り、金銭解決ができない理由については、不合理な回答に終始し、原職復帰を認めない理由についても説明はない。極めて不誠実な態度である。

6. まとめ

被申立人の主張によれば、その内容がいかに不合理であろうが、関連性を欠こうが、何らかの回答をすれば、「丁寧な回答」をしていることになり、「誠実に対応」していると解釈するようである。

しかしながら、上記の通り、被申立人は、整理解雇に関する申立人の質問に対して、正面から回答を行っていない。不誠実な団体交渉であることは明らかである。

以上